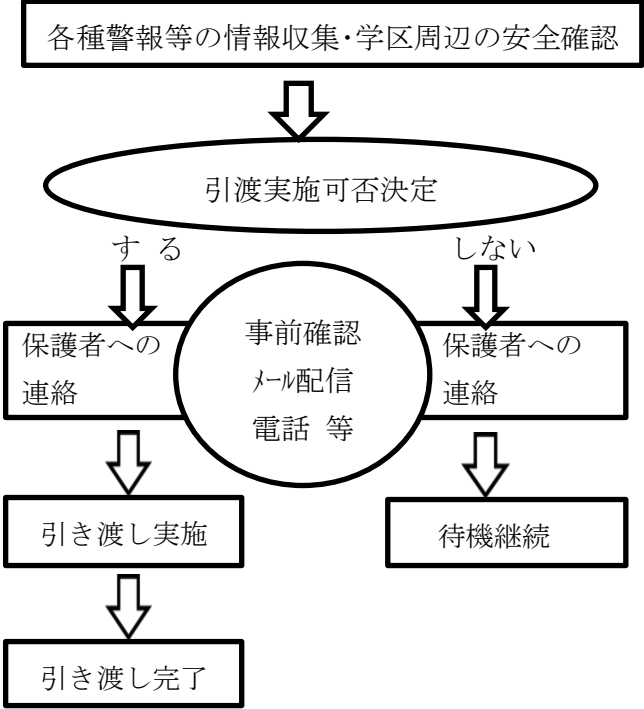


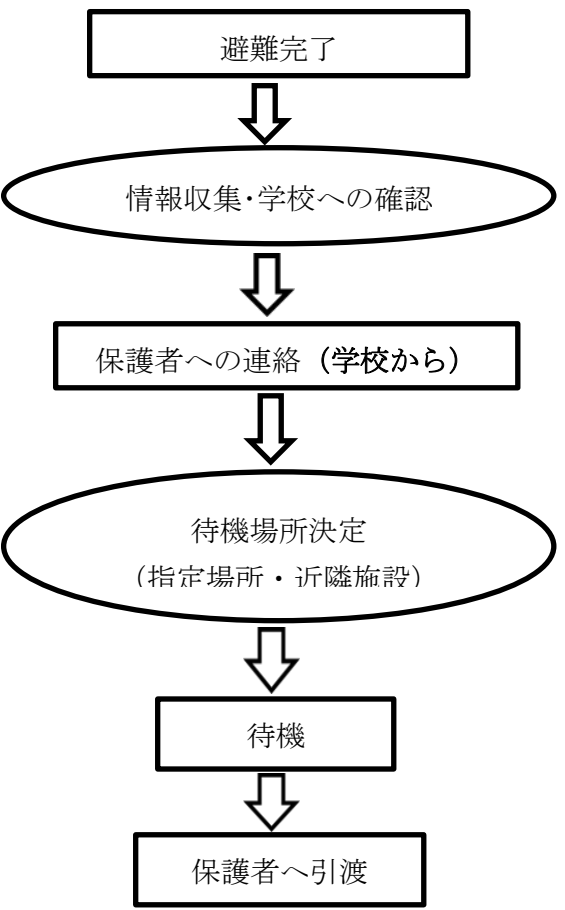
4 災害時の保護者への引き渡し

(1) 校内での引渡の対応



○各種情報を確認し，安全の可否を判断する。 ○情報だけにとらわれず，目視して状況を確認する。 ○引き渡し実施可否の判断は，校長が行う。 ○保護者に対しても災害に関する情報を提供し，児童生徒等を引き渡さず，保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。	
震度6弱以上	○保護者が来るまで学校に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは,児童生徒等を学校で保護しておく。
震度5弱・強	○原則として下校させる。 ○事前に保護者から連絡があった場合は，学校で待機させ，保護者への引き渡しを待つ。

(2) 校外での引渡の対応 (校外活動中)



○校外活動先の避難場所や，待機場所について事前に確認しておく。 ○児童〈生徒〉の安否，災害の状況等を学校へ連絡する。 ○引き渡しが完了するまでに時間がかかることや，保護者が来られないことも想定する。	
震度6弱以上	○保護者が来るまで待機させる。 ・居住地校交流学习中については交流先で待機し，引き渡す。 ・その他の校外学習については学校を通じて児童〈生徒〉の安否，引き渡し等について保護者へ連絡する。
震度5弱・強	○原則として可能な限り活動が続ける。 ○事前に保護者から連絡があった場合は,待機させ保護者への引き渡しを待つ。